

## 鳥取環境大学情報メディアセンター及び鳥取県立 図書館の図書利用の相互協力に関する協定書

- 1 鳥取環境大学情報メディアセンター（以下「甲」という。）と鳥取県立図書館（以下「乙」という。）は、甲と乙の利用者等の学習、教育、研究活動に資することを目的に、図書利用の相互協力（以下「相互協力」という。）に関し協定書を締結する。
- 2 相互協力に関する事項は次のとおりとする。
  - (1) 図書資料の相互貸借に関すること。
  - (2) 図書資料の文献複写に関すること。
  - (3) レファレンス（参考相談・調査・照会等）に関すること。
  - (4) 利用者講座に関すること。
- 3 甲と乙は、相互協力を推進するに当たり、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 相互協力は、法令、条例及び規則等に抵触しない範囲内で行う。
  - (2) 相互協力は、それぞれの業務に支障のない範囲内で行う。
  - (3) 相互協力を行う日及び時間は、それぞれの開館日及び開館時間内とする。
- 4 相互協力を行うための事務取扱について、「鳥取環境大学メディアセンター及び鳥取県立図書館相互協力取扱要領」を甲と乙は協議の上、定めるものとする。
- 5 この協定書に定めのない事項について、これを定める必要が生じたときは、甲と乙は協議の上、別に定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

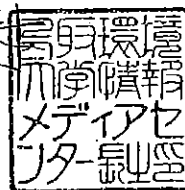
平成15年2月1日

甲 鳥取市若葉台北1丁目1番1号

鳥取環境大学

情報メディアセンター長

都 倉 信 樹



乙 鳥取市尚徳町101番地

鳥取県立図書館

館

長

齋 藤 明 彦

